

長久手市地域防災計画の修正(案)の要旨

I 長久手市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1) 消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|------------|----------|------|
| ■風水害等編 | 第2編第11章第3節 | 防災のための教育 | P45 |
| ■地震編 | 第2編第10章第3節 | 防災のための教育 | P181 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|--|---|
| <p>第3節 防災のための教育</p> <p>また、児童、生徒等の安全と家庭への防全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p><u>（追加）</u></p> | <p>第3節 防災のための教育</p> <p>また、児童、生徒等の安全と家庭への防全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する<u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p> |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を、「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|-----------|-----------|------|
| ■風水害等編 | 第2編第9章第1節 | 避難所の指定・整備 | P35 |
| | 第3編第6章第2節 | 防疫・保健衛生 | P77 |
| ■地震編 | 第2編第7章第1節 | 避難所の指定・整備 | P168 |
| | 第3編第7章第2節 | 防疫・保健衛生 | P212 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|--|--|
| 第1節 避難所の指定・整備 | 第1節 避難所の指定・整備 |
| 第2 指定避難所の指定 | 第2 指定避難所の指定 |
| <p>4 市は必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>4 市は必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源の確保等に配慮をするよう努めるものとする。</u></p> |
| 第3 避難所が備えるべき設備の整備 | 第3 避難所が備えるべき設備の整備 |
| <p>3 バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p> | <p>3 バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等</p> |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|--|--|
| 第1節 避難所の指定・整備 | 第1節 避難所の指定・整備 |
| 第2 防疫の方法 | 第2 防疫の方法 |
| 8 栄養指導等 (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u> | 8 栄養指導等 (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u> |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(3) 防災関係機関相互の連携

市において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からタイムラインを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|----------|-------------|-------|
| ■風水害等編 | 第2編第7章第5 | 防災関係機関相互の連携 | P 27 |
| ■地震編 | 第2編第5章第6 | 防災関係機関相互の連携 | P 161 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|-----------------------|---|
| 第5 防災関係機関相互の連携 | 第5 防災関係機関相互の連携 |
| <u>(追加)</u> | <u>1 県、市及び防災関係機関は職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>2 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平</u> |

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|----|------------------------------------|
| | 時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

（４）その他の修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

また、市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|----------------|----|------|
| ■風水害等編 | 第3編第2章第2節 避難情報 | P4 | P56 |
| ■地震編 | 第3編第2章第2節 避難情報 | | P190 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月修正） |
|--|---|
| 第2節 避難情報 | 第2節 避難情報 |
| 第2 避難情報の区分と報告通知 | 第2 避難情報の区分と報告通知 |
| <p>4 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときには、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">（追加）</p> | <p>4 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときには、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</p> |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 愛知県基幹的広域防災拠点について

愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

県が名古屋空港北西部（豊山町・青山地区）に「愛知県基幹的広域防災拠点」として、消防学校及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることについて追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|------------|------------|------|
| ■風水害等編 | 第2編第10章第3節 | 防災活動拠点の確保等 | P41 |
| ■地震編 | 第2編第9章第4節 | 防災活動拠点の確保等 | P177 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年10月） |
|---|--|
| <p>第3節 防災活動拠点の確保等</p> <p>また、県は広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県<u>の</u>基幹的広域防災拠点を空港と高速道路の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。<u>なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u></p> | <p>第3節 防災活動拠点の確保等</p> <p>また、県は広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。<u>当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u></p> |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

3. 水防法等の改正を踏まえた修正について

(1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能になったことについて追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|------------------------|-----------------------------------|------------------|
| ■風水害等編 | 第2編第2章第3節 第2編第3章第4節 | 浸水想定区域における対策 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 | P6 P16 P20 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4月5月修正） |
|---|--|
| 第3節 浸水想定区域における対策 第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>(追加)</u> | 第3節 浸水想定区域における対策 第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>2 市長は、市地域防災計画にその名称および所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u> |

「要配慮者利用施設に係る土砂災害対策」についても同様の内容を追加

(2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて追加。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|------------------------|-----------------------------------|---------------------|
| ■風水害等編 | 第2編第2章第3節 第2編第3章第4節 | 浸水想定区域における対策 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 | P6, 7 P16 P21 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年5月修正） |
|--|---|
| 第3節 浸水想定区域における対策 | 第3節 浸水想定区域における対策 |
| <p>第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>1 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時、雨水出水時の円滑迅速な避難を図るための計画を作成し市長に報告するとともに迅速な避難のための必要な訓練を実施しなければならない。</p> | <p>第2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>1 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時、雨水出水時の円滑迅速な避難を図るための計画を作成し市長に報告するとともに迅速な避難のための必要な訓練を実施し<u>市長に報告するものとする。</u></p> |

「要配慮者利用施設に係る土砂災害対策」についても同様の内容を追加

4. 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

県防災ヘリコプターの名古屋市への事務委託について

愛知県の防災力の向上を図るため、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター（ひでよし・のぶなが）と一体的に運用することについて追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|-----------------|-------------|-------|
| ■風水害等編 | 第 3 編第 5 章第 2 節 | 防災ヘリコプターの活用 | P 74 |
| ■地震編 | 第 3 編第 5 章第 2 節 | 防災ヘリコプターの活用 | P 206 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和 4 年 5 月修正） |
|---|--|
| 第 2 節 防災ヘリコプターの活用 第 1 要請内容 市長は、 <u>防災航空隊</u> にヘリコプターの特性を十分活用でき、その必要性が認められるとき次のような活動内容を要請する。 <u>（追加）</u> 1 災害が隣接する市町に拡大し、又はそのおそれがあるとき 2 市の消防力では、防御が著しく困難な場合 3 その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合 | 第 2 節 防災ヘリコプターの活用 第 1 要請内容 市長は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、その必要性が認められるとき次のような活動内容を要請する。 <u>また、以下の措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規定等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u> 1 災害が隣接する市町に拡大し、又はそのおそれがあるとき 2 市の消防力では、防御が著しく困難な場合 3 その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合 |

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

5. 安否不明者等の氏名公表について

安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

行方不明者だけでなく安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度県が整理した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき対応について検討することについて追記。

<主な修正箇所>

| 種類 | 編・章 | 要旨 | 修正案 |
|--------|-----------|-------------|-------|
| ■風水害等編 | 第3編第3章第1節 | 被害状況等の収集・伝達 | P 59 |
| ■地震編 | 第3編第3章第1節 | 被害状況等の収集・伝達 | P 193 |

■風水害等編

| 現行 | 修正案（令和4年5月修正） |
|--|--|
| 第1節 被害状況等の収集・伝達 第1 市長がとるべき措置 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、本市の区域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、・・・連絡するものとする。 （追記） | 第1節 被害状況等の収集・伝達 第1 市長がとるべき措置 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、本市の区域内で <u>安否不明者</u> ・行方不明者となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、・・・連絡するものとする。 <u>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県の定めた公表方針に基づき対応について検討するものとする。</u> |

安否不明者・行方不明者・死者の氏名公表に係る主体は県及び市町村を基本とする。
 （県作成のガイドライン(2022.3)に記載あり）

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。